

# 令和元年度下諏訪町プレミアム付商品券 取扱店募集のご案内

下諏訪町、下諏訪商工会議所では、消費税上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における消費を下支えするため、低所得者・子育て世代向けのプレミアム付商品券の発行・販売事業を行います。

つきましては、多くの町内事業所の皆様に取扱店としてご登録いただき積極的にご活用いただきますよう、参加事業所を下記のとおり募集いたします。

※下記についてご確認いただき、本事業趣旨、注意事項、参加取扱店の責務にご賛同の上お申し込みください。

## 1 事業概要

事業主体	下諏訪町
発行主体	下諏訪商工会議所
発行内容	下諏訪町が対象者へ発行する「プレミアム付商品券購入引換券」1枚につき、2万5千円分の商品券を2万円で販売。商品券は5セットに分け1セット5千円分（500円券×10枚）を4千円で販売します
登録店の範囲	下諏訪町内の店舗、または事業主体が認めるもの
登録店の負担金	負担金はありません
販売期間	令和元年9月24日（火）～令和2年2月29日（土） ※販売日は発行主体が指定する日とします
販売場所	下諏訪商工会議所
利用可能期間	令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火） （利用可能期間以外のご利用はできません）
換金有効期間	令和元年10月16日（水）～令和2年4月6日（月）の毎月6の付く日 （6の付く日が休日の場合は翌営業日）
購入対象者	「住民税非課税者」、「三歳未満児子育て世帯主」の方で、購入引換券を持つ者
購入限度額	購入引換券1枚につき、2万円（2万5千円分の商品券）を限度とします
取扱店舗の周知	・今回発行する商品券の利用できる取扱店舗の情報については、 「取扱店舗一覧」を作成配布する予定です（新聞掲載、HP等を利用） ・商品券購入者へは、商品券販売時に「取扱店舗一覧」をお渡しします ※令和元年7月26日（金）締切後の申込みはHP等のご案内になります

## 2 商品券取り扱いにあたっての注意事項

商品券が利用できる商品等	取扱店のすべての商品・サービス等を対象とします ただし、次のものは対象外です ①不動産や金融商品 ②たばこ ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの ④性風俗関連の営業に係るもの ⑤国税、地方税や使用料などの公租公課 ⑥その他取扱店が特に指定するもの ⑦ICカード等への電子マネーのチャージ等
釣 銭	・商品券の額面に満たない利用であっても釣銭は支払わないで下さい
換金時の負担額	・換金の際は額面どおりの金額をお支払いします（登録店の換金手数料なし）
取扱店表示	・取扱店表示ポスターを、必ず見やすい位置に掲示して下さい ・申込時に、ポスターを3枚お渡しします 不足する場合はお問い合わせ下さい
取扱上の注意	・商品券裏面の指定欄に他店の押印等がある場合は、不正利用防止の為取扱をしないで下さい ・事前に配布する取扱引きの「商品券見本」と照合し、偽造や不正利用の恐れがあるものは取扱をしないで下さい ・今回発行の商品券を参加取扱店関係者が購入し、消費に利用せずに換金することは禁止します。そのような事実が発覚した場合には、店舗名を公表し、今後の同事業への参加を禁止します
換金手続き	○換金を行う金融機関は八十二銀行下諏訪支店、諏訪信用金庫下諏訪支店・御田町支店・湖浜支店、長野銀行下諏訪支店、長野県信用組合下諏訪支店です 上記金融機関がない場合はご相談下さい ○換金は、10月16日から毎月6の付く日（銀行が休業の場合は翌営業日）に上記金融機関で換金手続きを行って下さい。口座入金換金手続き日以降となります。換金期日を過ぎた商品券は無効となります *登録店舗以外は換金できません

■ 申込方法 取扱店申込書（別紙）に必要事項を記入の上、申込締切日までに下諏訪商工会議所窓口へご持参ください。

■ 申込締切 **令和元年7月26日（金）**まで

\*上記期限を過ぎますと新聞広告、購入者等へ配布する「取扱店舗一覧」に掲載できない場合がありますので、お早めにお申込み下さい。

\*利用店舗の申込受付は、商品券の利用可能期限まで商工会議所窓口で随時行いますが、締切期日後のお申込の場合、ホームページ等のみでのご案内となります。

■ 申込先 下諏訪商工会議所 （平日8時30分～17時30分、土日祝祭日除く）  
〒393-0087 下諏訪町西鷹野町4611  
TEL：27-8533  
H P：<http://www.cci.shimosuwa.nagano.jp/>